

※奈良市許可期間

屋外広告物の種類別許可期間

種類	管理者が有資格者 である場合	その他の場合
屋上広告物又はこれを掲出する物件	3 年以内	2 年以内
壁面広告物又はこれを掲出する物件	3 年以内	2 年以内
塀及び垣広告物又はこれを掲出する物件	3 年以内	2 年以内
広告塔及び広告板又はこれを掲出する物件（木造以外）	3 年以内	2 年以内
広告塔及び広告板又はこれを掲出する物件（木造）	1 年以内	1 年以内
電柱広告物（突き出し広告又は巻付け広告）	1 年以内	1 年以内
アーチ広告物	3 年以内	2 年以内
気球広告物又はこれを掲出する物件	1 年以内	1 年以内
広告幕（懸垂幕，横断幕，旗，のぼり等）又はこれを掲出する物件	1 年以内	1 年以内
立看板	2 ヶ月以内	2 ヶ月以内
はり札	1 年以内	1 年以内
はり紙	1 ヶ月以内	1 ヶ月以内